

第16回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年8月7日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 切替三夫
 - 3番 奥野元好
 - 4番 地引正和
 - 5番 注連野千佳代
 - 6番 有原敏夫
 - 7番 若林豊
 - 8番 渡邊美代子
 - 9番 露崎春雄
 - 10番 山口武夫
 - 11番 中川喜一郎
 - 12番 小泉勝彦
 - 13番 山口勝久
 - 14番 関根芳夫
 - 15番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
 - 2番 石渡正明
- 6 農林振興課職員 1名
篠原主査
- 7 出席事務局職員 4名
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井副主査
- 8 傍聴人 1名

◎開 会

平成29年8月7日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、本日はお疲れさまでございます。総会を始めさせていただきますが、初めに地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、大変ご苦勞さまでございます。天気予報によりますと、あしたうちのほうに台風が向かっているのではないかということで、農地利用最適化推進委員と我々農業委員の会議があるのですけれども、あしたの朝の判断で、それは順延にするのか、改めて会議をやるのかということ、また事務局のほうからあしたの朝皆さんのほうに連絡すると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。非常に台風も多い時期ではございますけれども、それにもめげずにまた農業委員会のほうも頑張っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思ひます。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、地引会長よろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方がいらっしゃいますので、お手元の傍聴要領を局長のほうから読み上げますので、会議の進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

では、局長お願ひします。

○事務局長（菊池 博君） それでは、傍聴要領を読み上げさせていただきます。

1、傍聴する場合の手続。氏名、電話番号を別紙に記入してください。

2、会議を傍聴するに当たって守っていただく事項。（1）、傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

（2）、会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

（3）、会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。

（4）、会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。

（5）、会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。

（6）、会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、鉢巻き、腕章等を着用しないでください。

（7）、会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。

（8）、その他会議の支障となる行為はしないでください。

3、傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

以上です。

○議長（地引正和君） では、ただいまより第16回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員。

◎議事録署名人の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

6番、注連野千佳代委員、7番、有原敏夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年7月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、坂戸市場在住の個人が、同じく坂戸市場在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、後継者もおらず労働力不足になり農地が管理できなくなってきたため、譲り受け人に農地の売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、自作地に近く耕作上便利であることから、その申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字京田です。現地を確認したところ、現地は水稻が植えられ耕作されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや草刈り機、農用車に耕運機を所有しているとのことです。田植機は、坂戸市場の農家から借りて作業しており、刈り取り及びもみすり乾燥については、富津市の農業法人に作業委託しているとのことです。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が106アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと坂戸市場地区で耕作しており、今後も地域の基準に従

って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員及び権利者所在地委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については、私が申請地担当委員及び権利者担当委員となりますので、この場より私から説明をしたいと思います。

7月23日に譲り受け人並びに譲り渡し人と会いまして、現地に出向きました。現地は今事務局から言われましたように、今もう稲が植わっておりまして非常にきれいになっておりました。

以上でございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

- 事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、自身の所有する農地を長屋住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年7月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料3ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約400メートル、市街化区域に近接し農地と住宅の混在することから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料4ページのとおりであり、木造2階建て1棟の長屋住宅及び駐車場

を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、また雨水については、敷地内に雨水貯留槽を設け、流出量を抑制の後、汚水、雑排水とともに既設の市有排水路へ放流される計画となっております。

総会資料5ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の1については私が申請地担当委員となりますが、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から意見と報告を求めます。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。7月31日の朝9時、私と会長、それに現場の代理人の〇〇〇事務所の〇〇〇さんと3人で立ち会いしてきました。現場は写真見てもわかるとおり住宅も迫ってきておりまして、一応耕作放棄地のような状況でしたけれども、接続道路とか排水問題とか何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明します。

本件は、市内在住の個人が、市内在住の個人から申請地の農地を買い取り、専用住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年7月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料の6ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約850メートル、市街化区域に近接し農地と住宅の混在する中にあることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料7ページのとおりであり、木造平家建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は、合併浄化槽にて処理し、また雨水については、敷地内に浸透ますを設けて抑制後、オーバーフロー分を既設の市有排水路へ放流する計画となっております。

総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第3号の1については、私が申請地担当地区委員となりますので、この場より、私から意見及び報告をさせていただきます。

8月4日午後1時から、〇〇〇事務所の担当者と会いました。今事務局で言われたように1階建ての平家住宅ということでございます。あとは事務局のほうで言われたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の申請者から申請農地3筆、合計2,981平方メートルを賃貸借により借り受け、千葉県が発注する武田川下流地区区画整理（その13）工事を受注したことにより、必要とする資材置き場として、平成30年2月28日までの6カ月間、一時的に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年7月18日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の南東側約580メートル、県道馬来田停車場中川線沿いに位置し、広がりのある農地の中にあることから、第1種農地と判断しております。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、例外的に許可できるものが列挙されておまして、今回の案件につきましては、受注した県発注工事の現場に近く、必要となる仮設工作物の設置、その他一時的に利用に供するものでございますので、例外的な許可事項に該当するものと見込まれます。

なお、この取り扱いにつきましては、さきに君津農業事務所に相談しておまして、共通理解しているところでございます。

土地利用については、総会資料11ページのとおりでございまして、申請地内を整地することにより、仮設事務所の設置のほか山砂、コンクリート二次製品等を置き、転用目的達成後につきましては農地への復元しましてトウモロコシ畑にする計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみで、市道側溝へ流入する計画となっております。

総会資料10ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第3号の整理番号2についてですが、譲り受け人が譲り渡し人から賃貸借により借り受け、資材置き場として平成30年2月28日までの6カ月間、一時的に転用しようとする案件でございます。7月31日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には譲り渡し人、譲り受け人に出席いただき、午後2時から現地にて実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をいただき、質疑応答を行いました。主な質疑内容ですが、資材等の安全対策に対する質問については、山砂や碎石が風で飛ばないように

にビニールシートで養生するとともに、資材の搬入、搬出時の車両については、出入り口にガードマカを配置して安全に配慮するという説明がありました。また、車両の進入に関する質問では、搬入、搬出時に車両が進入する部分には鉄板を敷く計画とのことでした。

審査会は、午後3時40分から市役所7階会議室において、譲り渡し人、譲り受け人に出席いただき行いました。事務局から議案説明を受けた後、譲り受け人からの事業説明を受け、続いて委員から質問があり、譲り受け人から答弁をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

譲り受け人である株式会社〇〇〇さんからは、県発注の武田川下流地区区画整理工事を4月に受注し、一時的に必要とする資材置き場を探していたところ、譲り渡し人の〇〇〇さんの農地が作業現場から近く、道幅が広い県道に面し、資材置き場に必要な面積も確保していることから、最適な場所であるとの説明を受けました。

また、県発注工事の規模に関する質問に対しては、同工事は3.77ヘクタールの整地工事であり、用水、排水路整備も行うとのことでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致で許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 買受適格証明書発行の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件を議題とします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成29年6月21日付で申請書の提出があり、7月5日の総会で継続審議となっている案件です。7月の総会時にもご説明させていただきましたが、改めて内容についてご説明させていただきます。

内容は、東京国税局が実施する公売に参加するために必要な買受適格証明書の発行に係る案件です。公売の入札期間は、平成29年8月7日から平成29年8月14日となっております。

総会資料12ページに位置図、13ページから14ページに公売財産の明細を添付しております。

場所は、袖ヶ浦市川原井字影山の式です。現地は畑で牧草が植えられて耕作されておりました。

本件は、公売で落札ができた場合に農地を取得することになりますので、農地法第3条の許可申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をしていただきます。

農地法第3条の申請内容についてですが、ご説明させていただきます。譲り受け人は、〇〇〇市に在住し兼業農家をしており、水稻を主体に耕作をしています。今回の公売により農地を取得する目的は、通作ができる距離であり、日当たりもよく土質もよい圃場のため果樹園にしたいとのこと。

次に、総会資料15ページをごらんください。譲り受け人は、市外在住者なので、〇〇〇市農業委員会で取得した農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地があります。非耕作地が15筆あり、そのうちぬかるみ地が11筆、残土が盛り土になって山になっているという理由や埋め立て土砂が耕作に不適、U字溝などコンクリート製品の残骸が散乱しているためとする理由で耕作されていない農地が4筆あります。

農機具等については、トラクターと農用車、乗用草刈り機等を所有しております。田植機やコンバインについては、〇〇〇市在住の親戚から借用し耕作をしているとのこと。また、もみすり乾燥についても、同じく親戚に作業委託しているとのこと。このことから耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で260日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、所有している農地面積が307アールありますが、非耕作地が75アールあるため、耕作農地面積が232アールとなり、50アール要件は満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作するとのこと。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、7月の総会にて継続審議案件となっており、申請人からの聞き取りをするなど詳しく確認したほうがよいことから、運営委員会に付議しております。運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。それでは、ご報告させていただきます。

7月31日、これは前の議案の案件と同日に時間をずらして行いました。7月31日に運営委員会を開催し、非耕作地の現地調査及び関係者から営農計画などの確認と審議を行いました。その内容と結果についてご報告いたします。

現地調査については、午後2時30分ごろ、運営委員7名及び担当地区委員並びに事務局において申請人及び代理人の立ち会いのもと、非耕作地を2カ所確認いたしました。〇〇〇の圃場は、田を残土により埋め立てられた土地ということで耕作はしておらず草刈りがされておりました。〇〇〇の圃場は、残土が山になって草が生えており、今まで耕作されずに草刈りを年何回か行われているという状況でした。

その後、午後3時40分から市役所7階会議室において運営委員会を開き審議をいたしました。運営委員会では、事務局から申請概要の説明を受け、申請人から農業経営の概要及び非耕作地の状況並びに営農計画等を伺った後、各運営委員からの質疑にお答えをいただきました。今回申請人は、東京国税局が実施する公売に参加するために必要な買受適格証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合に農地法第3条許可指令書を交付することになるため、営農意欲、農家要件、営農計画等に留意し審査いたしました。

委員会の主な質問に対する回答については次のとおりです。まず、兼業農家ということですが、会社のほうが主体のように見えるのですけれども、農地でどのような作付をしていますかとの質問に対し、畑は自家用野菜をつくっており、田は水稻を作付し農協へ販売したり、会社が買い上げ得意先に贈答などとしているとの回答がありました。

次に、申請人は、大規模農業を目指して10ヘクタールの農地を取得しようとしており、農地の取得方法は、3条申請ではなく競売や購買を基本としているとのことでした。今回の案件は、前回の総会で継続審議となっていて非常に慎重になっている案件であり、宅地だけ利用して農地を管理しないということになると、周りの耕作者に迷惑をかけることになるが、真剣に農業をしていく覚悟はありますかとの質問に対し、将来ビジョンが確実に固まっているわけではないのは事実で、少し時間がかかると思うけれども、持っている会社から資金面のサポートをしながら農業生産法人化を考えていきたいとのことでした。また、今回の物件は、宅地と農地は一体と考えているので、宅地だけを特別に利用するといった考えはないとの回答がありました。

次に、非耕作地が余りにも多く、現地確認をした2カ所について、〇〇〇の農地は畑として利用できると思われたが、何年も草刈りをして対応しているだけで、農業意欲があるのか疑問に思うとの意見や、〇〇〇の農地は残土が山になっており、買ってから耕作がされていない状況であり、非耕作地を改善する気持ちはあるのか、農地を買ってふやすものではなく改善してふやすといった計画をつくるべきではないのか、との意見がありました。

このような質問や意見を伺った後、申請人及び代理人には退席いただき討論を行いました。主な意

見として、非耕作地について早急に改善し、きちんと耕作していただければ何の問題もないと思いますが、現状見た時点では、これからすぐに改善するというわけではないと推測できることから、全部効率利用要件を満たしているとは言えないとの意見がありました。また、営農計画についても栗を作付するという計画になっておりましたが、営農計画が適切で作物が適正管理できるとは疑問であるという意見がありました。将来は農地所有適格法人を設立したいという立派なビジョンをお持ちになっていましたが、〇〇歳と高齢でもあり、実際に計画がなされるかは疑問であるという意見などがありました。

このような協議の後、採決の結果、運営委員全員一致にて不許可すべきものと決定いたしました。以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。どうぞ。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎です。〇〇〇の土地でコンクリートの破片とかあるところがあったのですね。

○7番（有原敏夫君） 買った本人は知らずにとのこと。

〔何事か言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局、お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。前回の添付させてもらった追加資料のほうに書いてあったのですが、〇〇〇の土地については、その状況の理由が残土が盛り土によって山になっているということで、U字溝とかが置いてあるわけではないのですが、もともと競売で買ったときから残土が山になっていて、そのままになっていて耕作は一度もされたことがないということになっておりました。

○10番（露崎春雄君） つくる気があるのか。何かこれ見ると全然そんな意欲ないような気がするの。普通だったらもうとっくに、いつ買ったかわからないけれども、自分できれいにすると思うのですよ。

○事務局（高品吉朗君） 運営委員会のときにそういった内容を聞かせてもらった感じでは、お話ですと今後改善する気はあるけれども、もう少し時間が欲しいといったような回答がありました。

以上です。

○議長（地引正和君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号の1については、買受適格証明書の発行の件であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は、農地法第3条許可指令書を交付することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（地引正和君） 賛成ゼロでございます。

よって、議案第4号の1については不許可と決定いたします。

次に、議案第4号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成29年7月21日付で申請書の提出がありました。本件は、議案第4号の整理番号1の案件と同じく、東京国税局が実施する公売に参加するために必要な買受適格証明書の発行に係る案件になります。

総会資料16ページに位置図、17ページから18ページに公売財産の明細を添付しておりますが、公売内容は、先ほどご説明しました案件と同じになりますので省略させていただきます。

本件は、公売で落札ができた場合に農地を取得することになりますので、農地法第3条の許可申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をしていただきます。

農地法第3条の申請内容についてご説明いたします。譲り受け人は、市内に在住し、専業農家として酪農をしております。対象地は、自宅に近く耕作上便利であることから取得したいとのこと。また、対象農地の所有者とは親戚関係にあり、今まで対象農地で耕作をしており、現在も牧草をつくっているとのこと。

総会資料19ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインに農用車等を所有しております。また、みすり乾燥については、同じ酪農をしている農家さんに作業委託しているとのこと。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で700日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が167アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと〇〇〇地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。7月28日に電話にて母親の実家の畑を買うことになりましたというような電話がありまして、前回整理番号1番のときに一緒に行って見たところ、前回説明した畑でございますけれども、現在は牧草はきれいに刈ってしまっていて飼料用に梱包して、次に、もう耕うんして、次の飼料用の作物をつくるというような準備をしておりました。細かい点は事務局の高品君が細かく説明してくれました。どうか皆さん、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号の2については、買受適格証明書発行の件であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は、農地法第3条許可指令書を交付することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2については申請のとおり買受適格証明書の交付をすること並びに落札した場合は、農地法第3条の許可指令書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

◎議案第5号 平成29年度第4次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 平成29年度第4次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたしますが、委員の親族にかかわる案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

3番、切替三夫委員及び4番、奥野元好委員。

〔3番 切替三夫委員、4番 奥野元好委員退席〕

○議長（地引正和君） 議案第5号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第5号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が7件あり、そのうち2件は農地中間管理事業による利用権設定です。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の11ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方は5人で、面積は296.5556アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては1ページから3ページ及び6ページの農用地利用集積計画各筆明細書の記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

再び11ページをごらんください。今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。各筆明細整理番号29—7—1の申請面積は、33.47アールで再設定です。各筆明細整理番号29—7—2の申請面積は、18.2556アールで新規設定です。各筆明細整理番号29—7—3の申請面積は、124.33アールで更新です。各筆明細整理番号29—7—4の申請面積は、51.05アールで更新です。各筆明細整理番号29—7—5の申請面積は、5.12アールで更新です。各筆明細整理番号29—7—6の申請面積は、43.91アールで新規設定です。各筆明細整理番号29—7—7の申請面積は、20.42アールで新規設定です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

〔3番 切替三夫委員、4番 奥野元好委員着席〕

◎議案第6号 平成29年度第3次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第6号 平成29年度第3次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第6号について、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 農林振興課、篠原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号 平成29年度第3次農用地利用配分計画（案）についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様方の意見を伺うものでございます。今回、配分計画案が2件となっております。

まずは、3ページ及び4ページをごらんください。農地の借り受け者は、〇〇〇の農事組合法人〇〇〇代表理事、〇〇〇さんです。借り受ける農地は、〇〇〇地先5筆となっております。先ほど議案第5号の中で説明のありました農用地利用集積計画書整理番号29—7—6に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である農事組合法人〇〇〇に貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、5ページ、6ページのとおりとなっております、7ページにつきましては、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

続きまして、もう一つの計画についてご説明させていただきます。11ページ、12ページをごらんください。農地の借り受け者は、〇〇〇の株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇さんです。借り受ける農地につきましては、〇〇〇地先の2筆となっております。議案第5号、農用地利用集積計画書、整理番号29—7—7に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である株式会社〇〇〇に貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては、13ページ、14ページのとおりとなっております。

15ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、報告事項に入るのですけれども、その前に10分ほど休憩したいと思います。よろしくお願
い
し
ま
す。

休 憩
再 開

○議長（地引正和君） では、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案の5ページをごらんください。協議報告第1号につ
い
て
ご
報
告
い
た
し
ま
す。

農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会
処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成29年6月1日から平成29年6月30日までで1件です。

続きまして、協議報告第2号についてご報告します。

議案の6ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出
書
の
提
出
が
あ
り
ま
し
た
の
で、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決に
て
処
理
し
ま
し
た
の
で、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成29年6月1日から平成29年6月30日までで10件です。

最後に、協議報告第3号について報告いたします。

議案の9ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、
袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告
い
た
し
ま
す。

なお、専決処理期間は平成29年6月1日から平成29年6月30日までで1件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何か。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第16回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時06分 閉会